

一般競争入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 田 尾 正 輝

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「契約条項」及び「入札心得」を承知のうえ参加されたい

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : (6) 78号建物内部改修建築等設計
- (2) 内 容 : 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 : 陸上自衛隊桂駐屯地
- (4) 履行期限 : 令和6年10月18日(金)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令和4, 5, 6年度全省庁統一資格において、役務の提供のD級以上の資格を有するものとする。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項及び入札心得

- (1) 適用する契約条項
駐屯地用標準契約書の「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。
- (2) 契約条項及び入札心得を示す場所
陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部会計課 契約班

4 入札(現場)説明会及び競争入札の日時等

- (1) 入札(現場)説明会 : 実施しない。
※現地現物確認を希望する場合は、土日、祝日以外で個別に対応するので下記に示す担当まで事前に連絡されたい。なお、現地確認を希望しない方は、現物未確認による紛争防止の為、事後該当事項に起因する苦情の申立を行わないことを同意の上、入札に参加されたい。
- (2) 入札日時 : 令和6年7月11日(木)0900
- (3) 入札場所 : 桂駐屯地 本部庁舎1F 多目的室

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

7 落札決定方法

総額決定（外税方式）

ただし、同額の場合には抽選により決定する。

8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。

但し、契約金額が50万円未満の場合は契約書の作成を省略することができる。

10 その他入札に関する事項

- (1) 入札参加者は、入札前日までに競争入札受付票（別紙）に必要事項を記入し、資格決定通知書（写）と合わせて提出（FAX可）して下さい。確認後、入札等関係書類を交付する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 郵便による入札については入札前日1700着分までを有効とし便着の確認を必ずお願いします。また入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施します。
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) 予定価格に達しない場合は再度入札を実施します。再度入札の場合は別途連絡します。
- (6) 市場価格調査にご協力をお願いします。

11 入札公告掲示場所

- (1) 陸上自衛隊桂駐屯地 本部庁舎1F 会計課事務室前掲示板
- (2) 陸上自衛隊桂駐屯地ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/3d/katsura/>
- (3) 陸上自衛隊宇治駐屯地 関西補給処調達会計部掲示板

12 各問合せ先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒615-8103 京都市西京区川島六の坪
陸上自衛隊桂駐屯地 関西補給処桂支処 会計課 契約班 担当 市川
TEL (075) 381-2125 (内線515) FAX (075) 381-8881
- (2) 仕様書（規格等）及び現場確認に関する問合せ先
陸上自衛隊関西補給処桂支処 総務部管理課営繕班 担当 岡部（内線384）

競争入札受付票

令和 年 月 日

入札件名	(6) 78号建物内部改修建築等設計	入札日時	令和6年7月11日(木) 0900
仕様書等受領者	住所		
	会社名	(電話 - -)	
	受領者(役職・氏名)	(FAX - -)	
	※名刺を頂戴することで、本欄の記載を省略できます。		

官側受付日	
-------	--

建築等設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務の名称 (6) 78号建物内部改修建築等設計
2. 履行期間 契約締結の翌日～令和6年10月18日まで
3. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 桂駐屯地 外来宿舎
 - (2) 敷地の場所 京都府京都市西京区川島六ノ坪
 - (3) 施設用途
国土交通省告示第15号別添二の建物類型十五号第1類とする。

4. 設計と条件

- (1) 敷地の条件
 - a. 桂駐屯地 379,262㎡
 - b. 用途地域及び地区の指定
桂駐屯地 準工業地域

(2) 施設の条件

施設名称	主要構造	延べ面積	建設年度	備考
外来宿舎	W - 1	260.95㎡	昭和29年	改修設計 (内部部分改修： 約71.41㎡)

(3) 建設の条件

- a. 改修の工事費
約9,000,000円(税抜き)(建築・設備)
- b. 改修工期
予定 令和7年1月から令和7年3月

(5) 設計と条件の資料

- 設計と条件については、次の資料による。
設計と条件については、次の資料による。
- ・設計概要書
 - ・工事要求機関設計資料
 - ・II 5. (4) に示す適用基準類

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

なお、「公共建築設計業務委託共通仕様書」については、国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/>) の「官庁営繕の技術基準」、「官庁営繕関係統一基準」を参照されたい。ただし、「同共通仕様書」中の「調査職員」は「監督官」に読み替える。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、印の付いたものについては、○印が付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件及びヒアリングの実施

(1) 管理技術者の資格要件は次による。

なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する2級建築士以上
- 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

(2) 管理技術者に対するヒアリングの実施（・実施する 実施しない）

契約締結後、1～2週間後の適当な時期に管理技術者等（管理技術者、担当技術者をいう。）に対して、当該業務に関する進捗、調整及び対応手法並びに基本事項等についてヒアリングを行うものとする。

なお、ヒアリングの結果、当該業務の実施につき不相当と認めるときは、設計等業務委託契約書第16条の規定に基づき、必要な措置を請求することがある。

3. 実施設計の内容及び範囲

(1) 実施設計の内容及び範囲

a. 実施設計

- 建築（総合）実施設計
 - ・ 建築（構造）実施設計
 - ・ 建築（解体）実施設計
- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計
 - ・ 空気調和設備実施設計
- 給排水衛生設備実施設計

b. 実施設計に関する業務範囲

業務項目及び内容		業務範囲
(1) 要求等の確認	(イ) 発注者の要求等の確認	・ 行う <input checked="" type="radio"/> 行わない
	(ロ) 設計条件の変更等の場合の協議	・ 行う <input checked="" type="radio"/> 行わない
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(イ) 法令上の諸条件の調査	・ 行う <input checked="" type="radio"/> 行わない
	(ロ) 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	・ 行う <input checked="" type="radio"/> 行わない
(3) 実施設計方針の策定	(イ) 総合検討	<input checked="" type="radio"/> 行う ・ 行わない
	(ロ) 実施設計のための基本事項の確定	<input checked="" type="radio"/> 行う ・ 行わない
	(ハ) 実施設計方針の策定及び発注者への説明	<input checked="" type="radio"/> 行う ・ 行わない
(4) 実施設計図書の作成	(イ) 実施設計図書の作成 【発注者より既存図面等を提供】 ・ 既存建物建築図、設備図	<input checked="" type="radio"/> 行う ・ 行わない
	(ロ) 【発注者より標準図面等を提供】	・ 行う <input checked="" type="radio"/> 行わない
	(ハ) 建築確認申請図書の作成	・ 行う <input checked="" type="radio"/> 行わない
(5) 概算工事費の検討		<input checked="" type="radio"/> 行う ・ 行わない
(6) 実施設計内容の発注者への説明等		<input checked="" type="radio"/> 行う ・ 行わない

c. 第三者に委託又は請け負わせてはならない業務の指定

7. 国土交通省告示第15号の別添一の1. 二. ロ. (1). (1)の成果図書（構造計算及び積算を除く。）の作成

（主たる業務が機械の場合）

4. 国土交通省告示第15号の別添一の1. 二. ロ. (1). (3). (ii) ④から⑧及び⑩並びに(iii) ④から⑦及び⑩までの成果図書（積算を除く。）の作成

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 成果図書に基づく積算業務
 - 積算数量算出書の作成
 - 単価作成資料の作成
 - 見積徴収
 - 見積検討資料の作成
- 概略工事工程表の作成
- 設計業務に於ける現地調査
- 施設関係者との設計会議

- ・アスベスト定性分析調査（調査箇所は、監督官の指示による。）
- ・工事連絡会議の出席等

設計受注者は、本設計に関する工事受注者から工事連絡会議に担当技術者等の出席を求められた場合、協力を行うものとする。この場合、会議において、詳細な設計内容・条件等の他、計画通知等の内容等について書面で伝達を行うものとする。

なお、設計受注者が工事連絡会議に出席するための費用は別途工事受注者の負担とする。

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、監督官の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 履行期限の厳守について

- a. 本業務の履行に当たって、関連する委託業務の工程は次のとおりであるので、受注者相互の連絡調整等を密にし、業務が遅延することがないように努める。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督官に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督官又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（ ）

(4) 協議

請負者は仕様書及び現地調査において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うこと。

(5) 適用基準等

a. 共通

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準

○建設工事設計基準

- ・環境保全性に関する設計の手引
- ・自衛隊施設の基本的性能基準
- ・公務員宿舎設計要領
- ・自衛隊の火薬類貯蔵及び取扱施設設計基準

・貸与

・貸与

・貸与

○防衛施設設計業務に係る電子納品手引書

- ・建設汚泥の活用に関するガイドライン

・貸与

b. 設 計

・ 建築工事耐震診断・耐震改修設計資料

○ 建築工事設計要領

・ 建築構造設計基準

○ 建築工事標準詳細図

・ 通信鉄塔設計要領

・ 屋内プール建築設計指針

・ 建築構造チェックシート（書式）

・ 貸与

○ 建築設備設計基準

○ 防衛施設設備設計要領

・ 建築設備耐震設計・施工指針

・ 地中式屋外タンク貯蔵所設備設計指針

・ 貸与

・ 航空灯火機器型式仕様書

・ 貸与

・ 防衛施設共通仕様書（航空灯火設備等電気設備工事編）

・ 貸与

・ 防衛施設共通仕様書（燃料施設等機械設備工事編）

・ 貸与

・ 有線・無線通信工事共通仕様書

・ 貸与

○ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

○ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

○ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

○ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

○ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

○ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

c. 積 算

○ 公共建築工事共通費積算基準

○ 公共建築数量積算基準

○ 公共建築設備数量積算基準

○ 公共建築工事標準単価積算基準

○ 公共建築工事内訳書標準書式

○ 公共建築工事見積標準書式

・ 通信工事積算基準

・ 通信工事積算価格算定要領

・ 通信工事積算要領

・ 通信工事積算価格算定要領の運用について

(6) 図書の確認

受注者は、下記の段階ごとに設計図書等を監督官に提出し、確認を受けるものとする。

○ 30%図書

・ 60%図書

・ 90%図書

・ 100%図書

(7) 図書の確認図の提出部数等

確 認 図 書	原図	陽面焼等	製本形態	摘 要
30%図		(1) 部	ホッチキス止め	A 3
90%図		(1) 部	ホッチキス止め	A 3
100%図	(1) 部	(1) 部	ホッチキス止め	A 3

(8) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要
<ul style="list-style-type: none">・適用基準等のうち、貸与に○印のついたもの・自衛隊施設の基本的性能基準の確保に係るニーズ・設計概要書・基本計画書資料、実施計画書資料等、工事要求機関設計資料・以下に示す施設は既存図面を貸与する。	

貸与・返却場所（桂支処総務部管理課営繕班）

・貸与記録簿を作成し、貸与期間中の適正な管理を行うこと。

貸与時期（業務着手時）

返却時期（業務完了時）

・業務完了後速やかに返却すること。

(9) コスト縮減に係る提案について

受注者は、本業務の実施に当たり、設計対象物に係るコスト縮減に資する工法・材料について、監督官に提案するものとする。

(10) 成果物の提出場所（陸上自衛隊桂駐屯地総務部管理課）

(11) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(12) 電子納品

a. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「防衛施設設計業務に係る電子納品手引書（案）：以下、「手引書」という。」に基づき作成されたものを指す。

なお、「手引書」については、防衛省装備施設本部HP (<http://www.epco.mod.go.jp/>) の「建設工事に関する情報」、「建設工事の技術基準等」を参照されたい。

b. 電子納品は、「手引書」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で1部提出する。なお、電子納品の範囲等については、監督官との事前協議の上決定するものとする。

電子納品の提出の際には国土交通省の「電子成果物作成支援・検査システム」により動作確認を行い、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

(13) 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては情報の流出に万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用する。

なお、業務関係書類とは、設計図書、業務計画書等の成果品のほか、管理技術者等通知書の本支店等にて作成する書類の一切を含むものとする。

5. 撤去工事（解体工事）の設計

有り

・無し

6. 設計原図の材質等

a. 設計原図の材質

◎トレーシングペーパー

・ ()

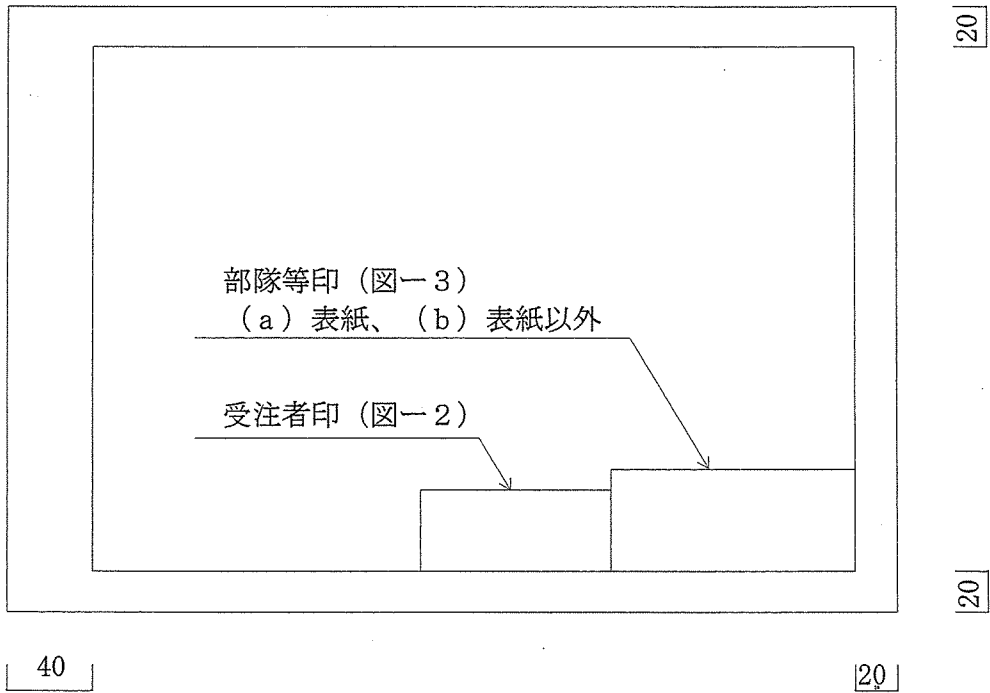
b. 設計原図の大きさ

A3判

c. 原図の様式は次による。

①設計原図

設計原図用紙は図一1を標準とする。(図中単位: mm)



図一1 設計原図

②受注者印

受注者印の寸法・記載事項は、図一2を標準とする。(図中単位: mm)

受注者名				40
業務完了年月日	令和	年	月 日	
管理技術者	技術者	製図		
90				

図一2 受注者印

③部隊等印

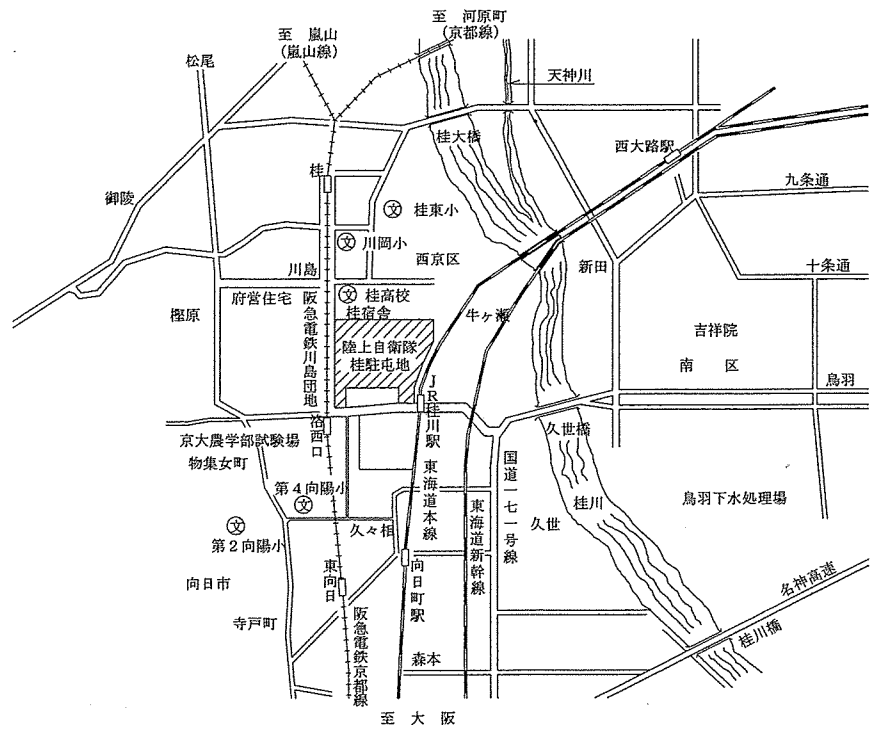
部隊等印の寸法・記載事項は、図一3（a）及び図一3（b）を標準とする。（図中単位：mm）

工 事						図 面	全 葉	50
図 面						縮 尺		
支 処 長	総 務 部 長	管 理 課 長	営 繕 班 長	施 設 管 理	管 財	担 当		
陸上自衛隊桂駐屯地総務部管理課					令和 年 月 日			
115								

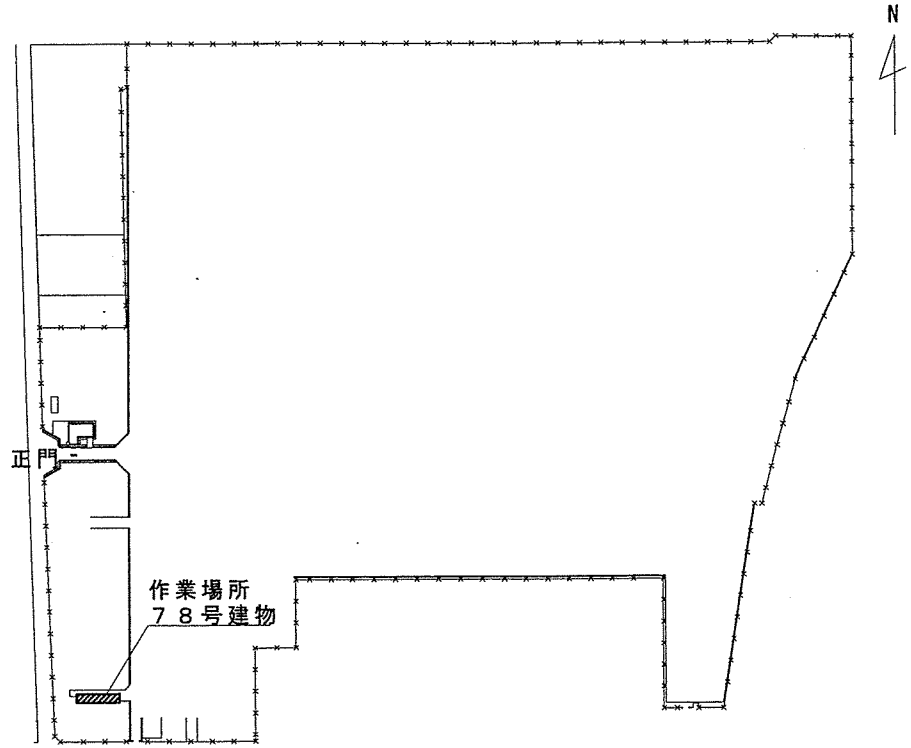
図一3（a） 部隊等印（表紙）

工 事						図 面	全 葉	30
図 面						縮 尺		
陸上自衛隊桂駐屯地総務部管理課						令和 年 月 日		
115								

図一3（b） 部隊等印（表紙以外）

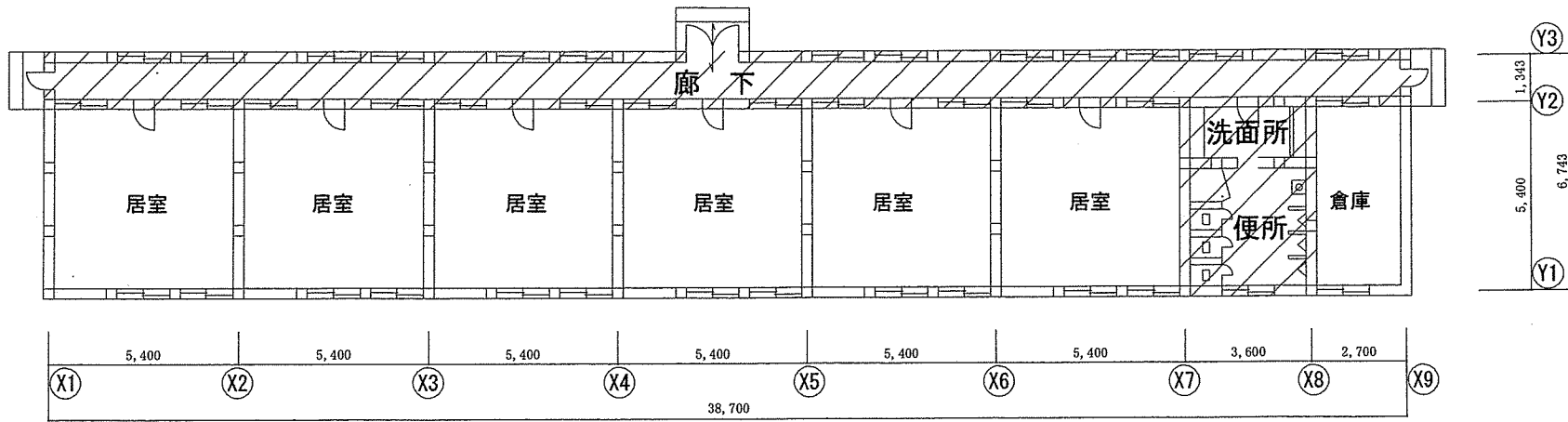


案内図 S=1/40000

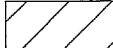


駐屯地配置図 S=1/7000

件名	78号建物便所改修工事	図面番号	1
図名	案内図・配置図	縮尺	図示
関西補給処桂支処総務部管理課営繕班			



78号建物平面図 S=1/200

 内部改修該当箇所

件名	78号建物内部改修建築等設計	番号	2
図名	建物平面図	縮尺	図示

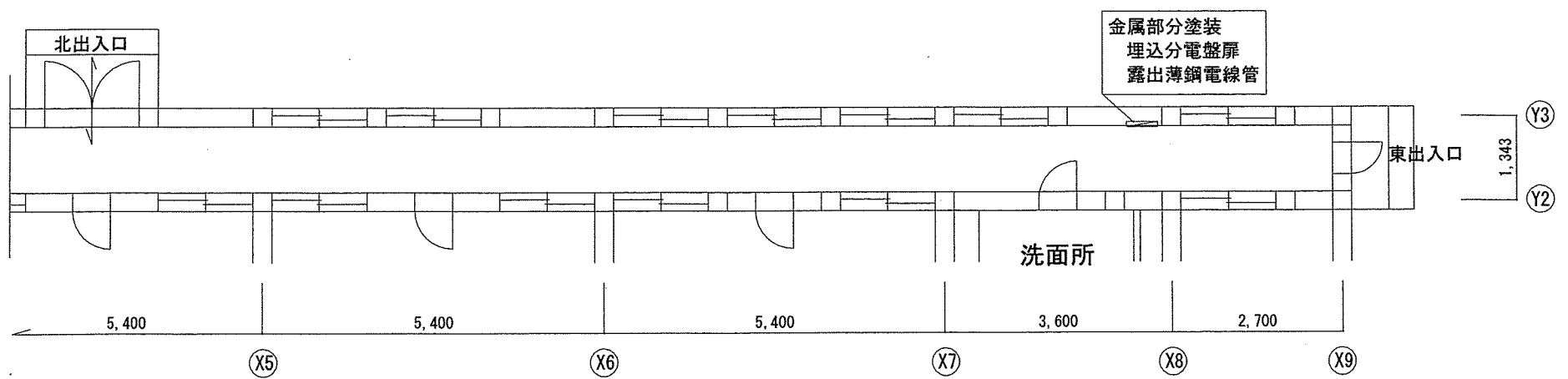
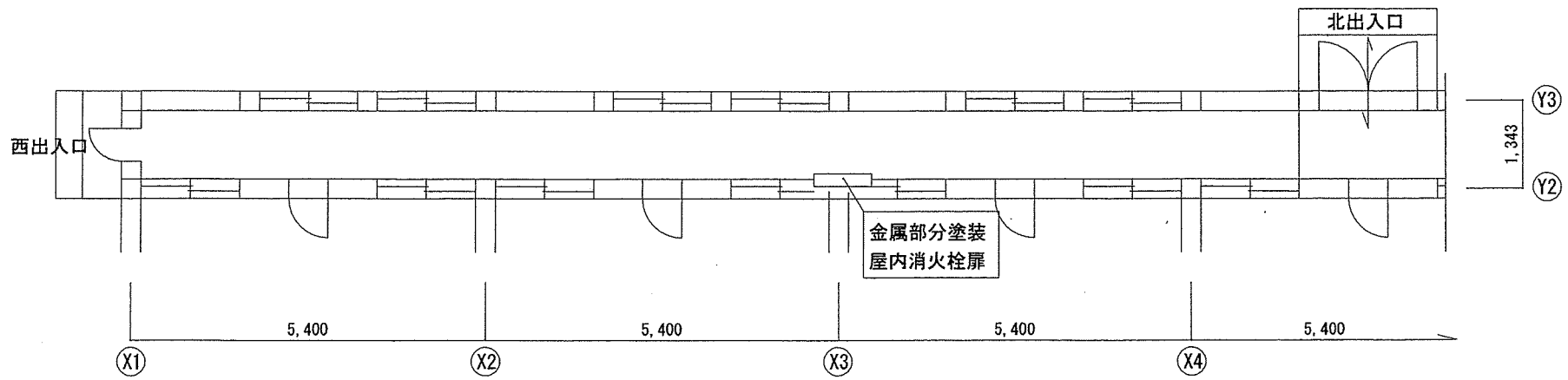
【建 築】

区 分	現 況	改修内容
天 井	ケイカル板張りの下に木下地、その下に化粧石膏ボード張り	化粧石膏ボード張替え
壁	上部：モルタルの上ビニルクロス張り	下地調整の上ビニルクロス張替え
	下部：板張りの上化粧合板張り	化粧合板張替え
	木製廻縁、巾木	廻縁、巾木は既製品で新設または塗装
床	モルタルの上ビニル床タイル張り	ビニル床タイル撤去、モルタル不陸調整の上、タイルカーペット張替え
	北出入口から西出入口の間は、ビニル床タイルの上にタイルカーペット張り	
その他	柱・建具周囲木部分 上塗り塗装	
	各居室出入口に画棧・帽子掛け新設	

【電気設備】

天井照明器具	直付 40W×1 4台撤去
	直付 LED照明器具 4台新設
壁照明スイッチ	5個撤去・新設

件 名	78号建物内部改修建築等設計	番 号	3
図 名	廊下改修表（基準）	縮 尺	



廊下天井高
FL+2,730mm (平均)

件名	78号建物内部改修建築等設計	番号	4
図名	廊下改修図	縮尺	1:100

【建 築】

区 分	現 況	改修内容
天 井	ケイカル板張りの下に木下地、その下に化粧石膏ボード張り	化粧石膏ボード張替え
壁	上部：モルタルまたはボード（東面のみ）の上ビニルクロス張り	ビニールクロス張替え
	下部：モルタルの上塗装 洗面台取り付け部分はCB積み、モルタルの上塗装	塗り替え（大便器ブース内除く）
	木製廻縁	廻縁、巾木は既製品で新設または塗装
床	洗い出し仕上げ（全体）、モルタル（大便器ブース内、小便器前面部分）	塗装等
その他	小便器ランバック撤去、新設	
	洗面所・トイレ間の木製片開きドア撤去	
	柱・建具周囲木部分 上塗り塗装	

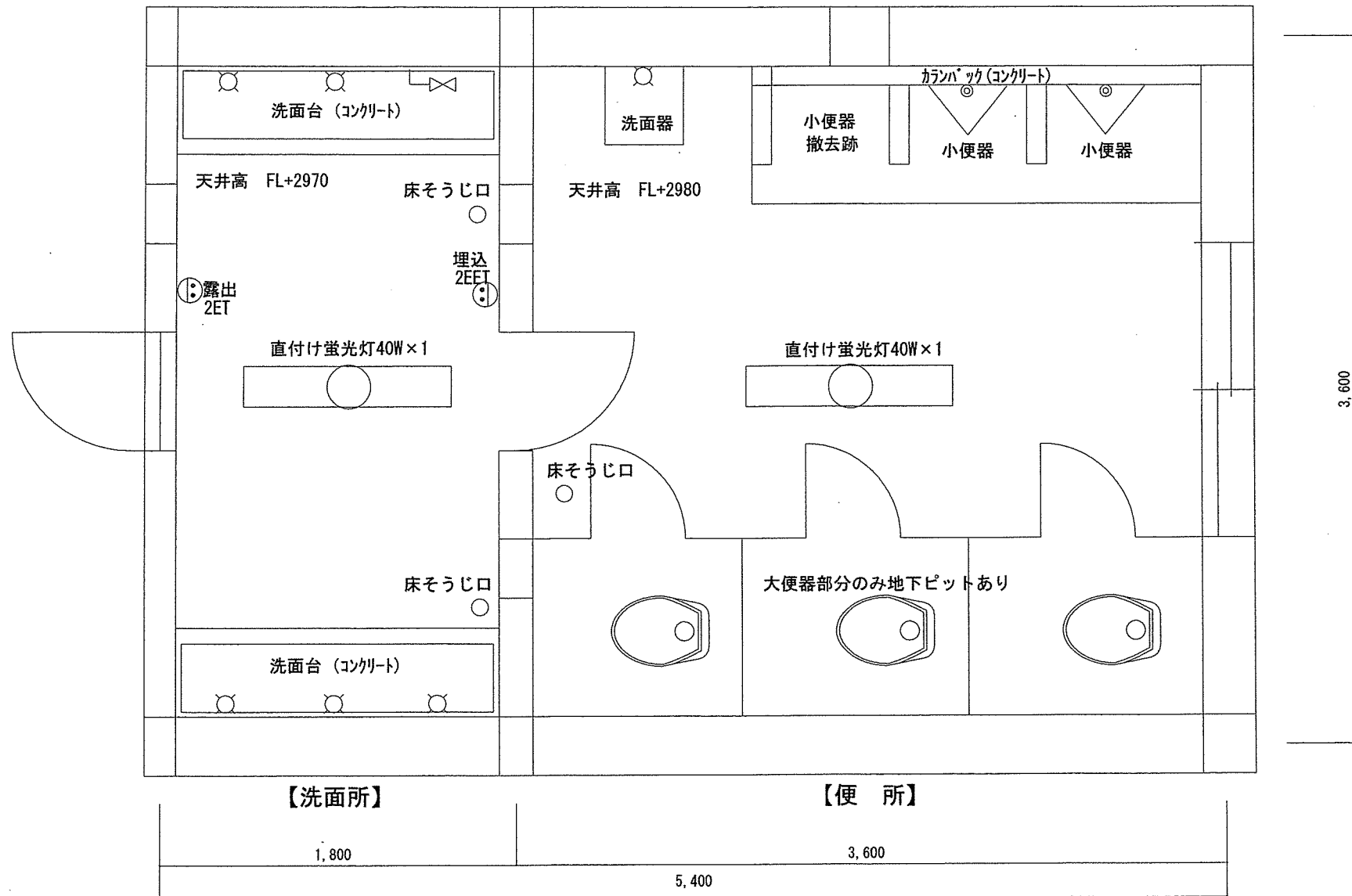
【機械設備】

洗面台 2 基撤去、カウンター洗面台 2 組または壁掛け洗面器 4 コ新設、鏡 4 個新設
小便器 2 基撤去・新設（FV・隔板含む）
洗濯機パン 2 個新設
水栓 3 個新設
床掃除口蓋 3 個新設
給水・汚水配管改修（保温含む）
手洗い器 1 個撤去
※大便器（配管・水栓類含む）、トイレブースは工事対象外

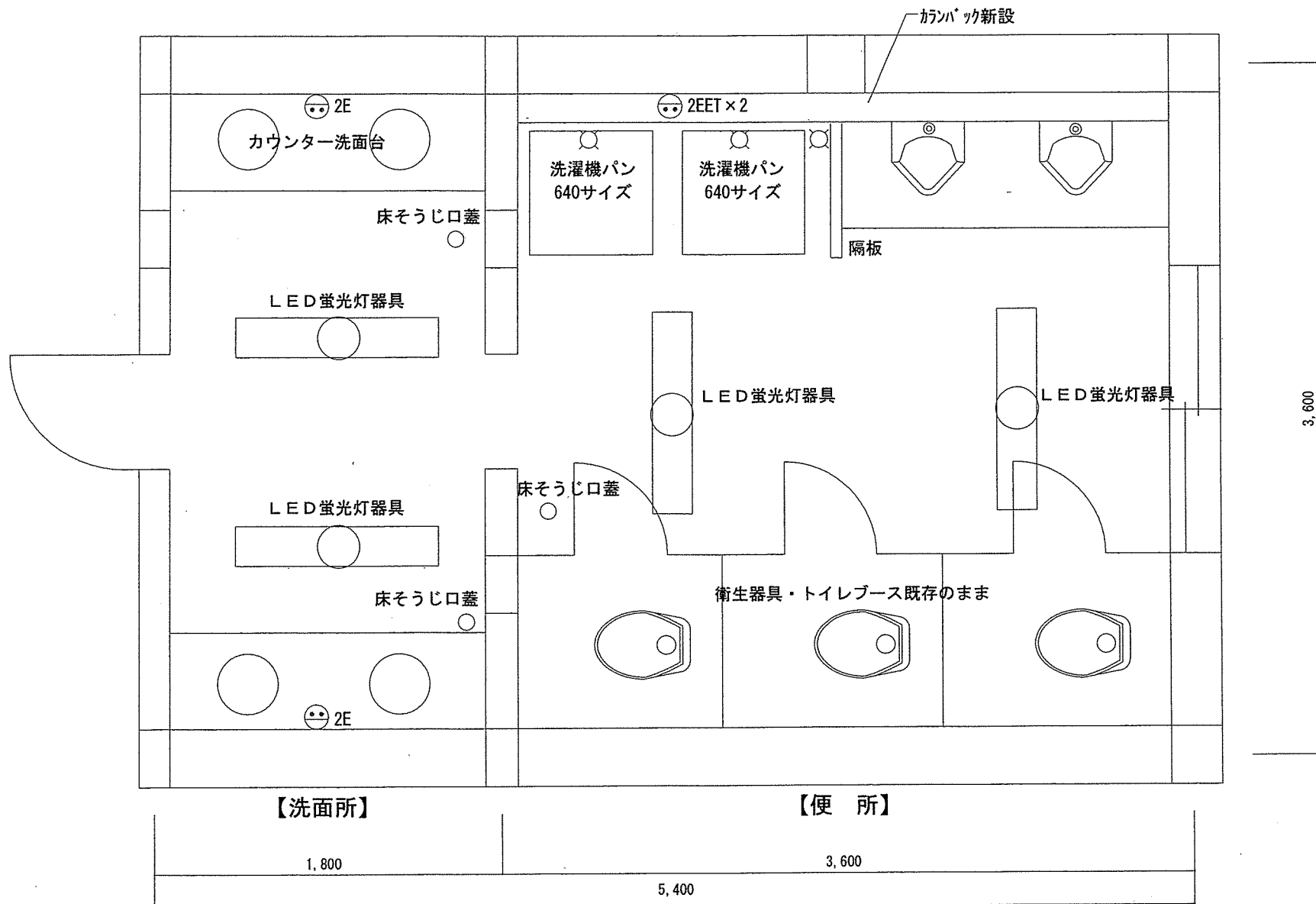
【電気設備】

天井照明器具	直付 40W×1 2 台撤去
	直付 LED照明器具 4 台新設
壁照明スイッチ	2 個撤去・4 個新設

件 名	78号建物内部改修建築等設計	番 号	5
図 名	洗面所・便所改修表（基準）	縮 尺	図 示



件名	78号建物内部改修建築等設計	番号	6
図名	洗面所・便所現況図	縮尺	1:30



件名	78号建物内部改修建築等設計	番号	7
図名	洗面所・便所改修図	縮尺	1:30